

○渋川市地域活動支援センターかえでの園条例

平成18年2月20日

条例第141号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に規定する事業を行い、障害者等に対し自立を促すため、渋川市地域活動支援センターかえでの園（以下「かえでの園」という。）を設置する。

（平19条例20・全改、平25条例9・令2条例47・一部改正）

(名称及び位置)

第2条 かえでの園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 渋川市地域活動支援センターかえでの園

位置 渋川市吹屋658番地78

（平19条例20・令2条例47・一部改正）

(事業)

第3条 かえでの園は、次の事業を行う。

(1) 法第77条第1項第9号に規定する創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令に定める便宜を供与する事業

(2) 前号に掲げるもののほか、障害者の福祉の向上を図るために必要な事業

（令2条例47・全改、令5条例26・一部改正）

(指定管理者による管理)

第4条 かえでの園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（平19条例20・一部改正）

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) かえでの園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他管理に関し市長が必要と認める業務

(令2条例47・一部改正)

(開所時間)

第6条 かえでの園の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休所日)

第7条 かえでの園の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 指定管理者は、前項に規定する休所日のほか、かえでの園の管理上必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(利用の資格)

第8条 かえでの園を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する障害者及び障害児（法第4条に規定する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）
- (2) 市外に住所を有する障害者及び障害児で、管理及び運営上特に支障がないと認められたもの

2 前項に定める者のほか、市長が特に必要と認める者

(平19条例20・全改、平25条例9・令2条例47・一部改正)

(利用の決定)

第9条 かえでの園を利用しようとする者は、市長の決定を受けなければならない。

(平 1 9 条例 2 0 ・ 一部改正)

(利用の取消し)

第 1 0 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条に規定する者でなくなったとき。
- (2) 不正の手段により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不適當と認めたとき。

(平 1 9 条例 2 0 ・ 令 2 条例 4 7 ・ 一部改正)

(利用料)

第 1 1 条 かえでの園の利用料は、無料とする。ただし、第 8 条第 1 項第 2 号に規定する者については、この限りでない。

(平 2 5 条例 9 ・ 令 2 条例 4 7 ・ 一部改正)

(損害賠償)

第 1 2 条 かえでの園を利用する者は、故意又は過失により施設、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(令 2 条例 4 7 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 8 年 2 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、子持村福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年子持村条例第 1 6 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 9 年 3 月 1 2 日条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 6 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 27 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

障発第0801002号

平成18年8月1日

改正 平成19年6月18日

改正 平成20年3月28日

改正 平成21年3月31日

改正 平成22年3月25日

改正 平成23年3月30日

改正 平成24年4月5日

改正 平成25年5月15日

改正 平成26年3月31日

改正 平成26年6月10日

改正 平成27年4月10日

改正 平成28年3月30日

改正 平成28年11月14日

改正 平成29年3月27日

改正 平成29年9月7日

改正 平成30年4月10日

改正 平成31年2月26日

改正 平成31年3月28日

改正 令和2年3月18日

改正 令和3年3月29日

改正 令和4年3月30日

改正 令和5年3月31日

改正 令和6年3月29日

改正 令和7年3月31日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

地域生活支援事業等の実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業

について、今般、別紙１のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成１８年１０月１日から適用することとしたので通知する。

また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙２のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成２９年４月１日から適用することとしたので通知する。

ついては、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。

地域生活支援事業実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等、4に定める各事業の実施要領による。

3 事業の種類

(1) 市町村地域生活支援事業

実施主体は、次のアの（ア）から（コ）に掲げる事業を実施するものとし、地域の実情に応じてイに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア 市町村必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

- a 障害者等に対する理解を深めるために研修や啓発活動を行う事業。
- b 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業。

(イ) 自発的活動支援事業

- a 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援する事業。
- b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業。

(ウ) 相談支援事業

- a 障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業。
- b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

- a 成年後見制度の利用を支援する事業。
- b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業。

(オ) 成年後見制度法人後見支援事業

- a 成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業。
- b 社会福祉法人等が実施するaに掲げる事業に対し補助する事業。

(カ) 意思疎通支援事業

- a 手話通訳者等の派遣等を行う事業。
- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (キ) 日常生活用具給付等事業
 - a 日常生活用具の給付又は貸与を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (ク) 奉仕員養成研修事業
 - a 奉仕員の養成を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (ケ) 移動支援事業
 - a 障害者等の移動を支援する事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (コ) 地域活動支援センター機能強化事業
 - a 地域活動支援センターに障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- イ 市町村任意事業
 - (ア) 市町村任意事業
 - a アに掲げる事業のほか、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (2) 都道府県地域生活支援事業

実施主体は、次のアの(ア)から(オ)に掲げる事業を実施するものとし、地域の実情に応じてイに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

- ア 都道府県必須事業
 - (ア) 専門性の高い相談支援事業
 - a 障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業のうち特に専門性の高い相談支援に関するもの。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
 - (イ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - a 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
 - (ウ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - a 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
 - (エ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 - a 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
 - (オ) 広域的な支援事業
 - a 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要となるもの。

- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
 - イ 都道府県任意事業
 - (ア) 都道府県任意事業
 - a アに掲げる事業のほか、障害福祉サービス又は相談支援を提供する者若しくはこれらの者に対し必要な指導を行う者等を育成する事業及び障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(3) 特別支援事業

実施主体は、(1) 及び (2) に掲げる事業のほか、予め厚生労働省に協議の上、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア 特別支援事業

- (ア) 事業の実施が遅れている必須事業（(1) のアの市町村必須事業及び(2) のアの都道府県必須事業をいう。以下同じ。）の促進を図るための事業又は地域における必須事業に係る実施水準の格差是正を図るため必要となる事業のうち、厚生労働省が適当と認める事業。
- (イ) 社会福祉法人等が実施する（ア）に掲げる事業に対し補助する事業。

4 事業の実施

各事業の実施は、事業ごとに定める次に掲げる実施要領による。

(1) 市町村地域生活支援事業

ア 市町村必須事業

- (ア) 理解促進研修・啓発事業実施要領（別記 1-1）
- (イ) 自発的活動支援事業実施要領（別記 1-2）
- (ウ) 相談支援事業実施要領（別記 1-3）
- (エ) 成年後見制度利用支援事業実施要領（別記 1-4）
- (オ) 成年後見制度法人後見支援事業実施要領（別記 1-5）
- (カ) 意思疎通支援事業実施要領（別記 1-6）
- (キ) 日常生活用具給付等事業実施要領（別記 1-7）
- (ク) 奉仕員養成研修事業実施要領（別記 1-8）
- (ケ) 移動支援事業実施要領（別記 1-9）
- (コ) 地域活動支援センター機能強化事業実施要領（別記 1-10）

イ 市町村任意事業

- (ア) 市町村任意事業実施要領（別記 1-11）

(2) 都道府県地域生活支援事業

ア 都道府県必須事業

- (ア) 専門性の高い相談支援事業実施要領（別記 1-12）
- (イ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業実施要領（別記 1-13）
- (ウ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業実施要領（別記 1-14）
- (エ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業実施要領

(別記 1-15)

(オ) 広域的な支援事業実施要領 (別記 1-16)

イ 都道府県任意事業

(ア) 都道府県任意事業実施要領 (別記 1-17)

(3) 特別支援事業実施要領 (別記 1-18)

5 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

6 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

7 留意事項

(1) 市町村等及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。

(2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。

(3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村等が独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

(別記 1-10)

地域活動支援センター機能強化事業実施要領

1 目的

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

基礎的事業（注 1）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

（注 1） 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第 80 条第 1 項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）

（1）事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

（ア） 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている。

（イ） このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

（2）職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業（注 2）による職員の他 1 名以上を配置し、うち 2 名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他 1 名以上を配置し、うち 1 名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち 1 名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。

イ 地域活動支援センターⅡ型

1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

4 留意事項

(1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。

(2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

○群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例

平成二十四年十二月二十八日

条例第九十九号

改正 平成 26 年 3 月 28 日 条例第 25 号

令和 3 年 3 月 26 日 条例第 29 号

令和 3 年 6 月 22 日 条例第 63 号

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をこ
こに公布する。

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、同
法第五条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援
センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

一部改正〔平成二六年条例二五号・令和三年二九号〕

(基本方針)

第二条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する
障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又
は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産
活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要
な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児である利用者の保護者（以下
「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立
場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

(運営規程)

第三条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第四条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

(サービスの提供の記録)

第五条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録しなければならない。

(記録の整備)

第六条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第二十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

一部改正〔令和三年条例二九号〕

(規模)

第七条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第八条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

二 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第九条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一

二 指導員 二以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十一条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第十二条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第十三条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

追加〔令和三年条例二九号〕

(定員の遵守)

第十五条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

(業務継続計画の策定等)

第十六条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和三年条例二九号〕

(衛生管理等)

第十七条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信

機器（第二十一条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

（秘密保持等）

第十八条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

（苦情解決）

第十九条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

- 5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

（事故発生時の対応）

第二十条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

一部改正〔令和三年条例二九号〕

（虐待の防止）

第二十一条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

追加〔令和三年条例二九号〕

（電磁的記録等）

第二十二条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識する

ことができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

追加〔令和三年条例六三号〕

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十八日条例第二十五号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和三年三月二十六日条例第二十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第二条第四項及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十六条の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十七条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則(令和三年六月二十二日条例第六十三号)

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

渋川市地域活動支援センター事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第26項に規定する地域活動支援センター事業（以下、「事業」という。）を実施することにより、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活の支援の促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、渋川市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等に委託（以下、「事業実施者」という。）することができる。

（利用対象者）

第3条 事業の利用対象となる者は、次のとおりとする。

（1） 渋川市が援護する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療受給者証（精神通院医に係るものに限る。）の交付を受けた者（以下、「障害者等」という。）で、事業の利用が適当であると市長が認めた者（以下、「市内利用対象者」という。）

（2） 市外に住所を有する障害者等で、管理及び運営上特に支障ないときは、その障害者等の居住地特例による援護市町村の長（以下、「委託市町村長」という。）から市長に協議をした上で、事業の利用が適当であると市長が認めた者（以下、「市外利用対象者」という。）

2 前項に定める者の他、市長が特に必要と認める者

（事業内容、職員配置及び利用者数等）

第4条 事業の内容、職員配置及び利用者数等は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱に基づく、事業の基礎的事業及び機能強化事業の規定によるものとする。

（休日）

第5条 事業を実施しない日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他市長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する休日に事業を実施することができる場合は、その日においても事業を実施することができる。

（実施時間）

第6条 事業を実施する時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する時間以外に事業を実施することができる場合は、その時間においても事業を実施することができる。

（利用申請及び委託申請）

第7条 市内利用対象者は、事業を利用しようとするときは、渋川市地域活動支援センター事業利用申請書（様式第1号）（以下、「利用申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市外利用対象者は、委託市町村長に利用申請書を提出するものとする。

3 利用申請書を受理した委託市町村長は、市長に渋川市地域活動支援センター事業利用委託申請書（様式第2号）（以下、「利用委託申請書」という。）及び渋川市地域活動支援センター事業利用に関する覚書（様式第3号）（以下、「覚書」という。）を提出するものとする。

（利用決定）

第8条 市長は、前条の規定による利用申請書又は利用委託申請書と覚書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、障害者等の生活の状況、他のサービスの利用状況を勘案して、利用の可否を決定し、渋川市地域活動支援センター事業利用（決定・却下）通知書（様式第4号）を市内利用対象者は市内利用対象者に、市外利用対象者は委託市町村長に通知するとともに、事業実施者に通知するものとする。

2 市外利用対象者への通知は、委託市町村長が行うものとする。

(利用の開始)

第9条 前条の規定による利用決定を受けた市内利用対象者又は市外利用対象者は、事業実施者と施設利用の契約を締結後、利用を開始するものとする。

(利用の変更)

第10条 第8条の規定により利用決定を受けた市内利用対象者又は市外利用対象者の委託市町村長は、次に該当するときは、渋川市地域活動支援センター事業利用変更届出書（様式第5号又は様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(1) 利用申請書の記載事項に変更が生じたとき。

2 利用対象者の援護市町村が変わった場合で引き続き事業を利用する場合は、第7条のとおりとする。

(利用者の利用中止届)

第11条 第8条の規定により利用決定した利用対象者は次に該当するときは、渋川市地域活動支援センター事業利用中止届出書（様式第7号）を事業実施者経由で市長に提出するものとする。

(1) 利用者が事業の利用を中止するとき。

2 前項の届出があったとき市長は、市内利用対象者は市内利用対象者に、市外利用対象者は委託市町村長に渋川市地域活動支援センター事業利用中止決定通知（様式第8号）により通知するとともに、事業実施者に通知するものとする。

(利用の取消決定)

第12条 第8条の規定により利用決定した利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施者は渋川市地域活動支援センター事業利用取消届出書（様式第9号）を市長に提出することができる。

(1) 不正の手段により利用決定を受けたとき。

(2) 要件に該当しなくなったとき。

(3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 前項の届出があったとき市長は、渋川市地域活動支援センター事業利用取消決定通知書（様式第10号）により利用を取消しすることができる。

市内利用対象者は市内利用対象者に、市外利用対象者は委託市町村長に通知するとともに、事業実施者に通知するものとする。

(利用の制限)

第13条 市長は、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用の制限をすることができる。

- (1) 伝染性疾患を有するとき。
- (2) 疾病又は負傷のため入院加療が必要なとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(利用者負担金等)

第14条 この事業に係る利用対象者の負担金は、次のとおりとする。

- (1) 市内利用対象者は、無料とする。
- (2) 市外利用対象者の負担金は、市長が覚書により委託市町村長に請求するものとする。
- (3) 事業実施者は、事業実施者が定める必要な実費については、利用者から徴収できるものとする。

(負担金請求及び納付)

第15条 事業の利用を委託した委託市町村長は、覚書により市長が請求する負担金を納付しなければならない。

(事業実施者の責務)

第16条 事業実施者は、次に掲げる事項を適切に実施しなければならない。

- (1) 事業実施者及び業務に従事する者は、事業を通じて知り得た利用対象者等に関する情報を他に漏らしてはならない。また、その取り扱いは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し遂行されなければならない。
- (2) 事業実施者は、事業の実施中に事故が発生したときは、迅速に適切な対応をするとともに、事故の概況を市長に報告しなければならない。
- (3) 障害者等又はその家族からの苦情等に適切に対応しなければならない。
- (4) 年間計画及び月間の事業計画を定め、計画的に運営すること。

(5) 支援等を行う基礎的事項、機能強化的事項及びサービス計画の内容、実施状況、課題等を記録し、継続的支援の適正な実施を図ること。

(6) 事業の適正かつ効果的運営を確保するため、利用状況等について市長に随時報告すること。

(記録帳簿等)

第17条 委託を受けた事業実施者は、事業利用状況を明らかにできる書類のほか、委託料に係る経費に関する必要な書類を整備し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(実績報告)

第18条 委託を受けた事業実施者は、委託事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書について、年度終了後、市長が定める日までに速やかに報告しなければならない。

(関係機関との連携等)

第19条 市長は、事業の実施に当たって、関係機関との連携を密にするとともに、事業実施者との連絡調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 渋川市地域活動支援センター事業実施要綱（平成21年4月1日制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。